

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
社会福祉法人松本市社会福祉協議会 行動計画

本会職員が、仕事と育児の両立ができるよう柔軟な働き方ができる制度を整備し、女性が管理職として活躍できる評価・研修制度を導入することで、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

2 内容

目標1：小学校入学前までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入。

<取組内容>

令和5年4月～ ニーズの把握、検討開始

令和6年4月～ 制度導入

目標2：女性管理職の割合を8%から16%以上にする。

<取組内容>

令和5年4月～ 公正な人事考課制度導入の準備、研修。

令和6年4月～ 新たな人事考課制度の運用開始。

令和7年4月～ 制度の評価、見直し、キャリアアップ研修の実施。

目標3：労働者の月平均残業時間を2時間以上削減させる。

<取組内容>

令和5年4月～ 常勤職員の残業時間を適切に把握し、会議等で議論する。

令和6年4月～ 所定外労働の多い職員に個別にヒアリングを行う。

令和7年4月～ ヒアリング内容を元に各職場での適正な人員配置を行う。